

令和 7 年度

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

大網白里市監査委員

監 第 215 号

令和7年11月25日

大網白里市長 金坂 昌典 様

大網白里市議会議長 小倉 利昭 様

大網白里市教育委員会教育長 川崎 宏薰 様

大網白里市監査委員 古川 光夫

同 田辺 正弘

令和7年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

〔 本報告は、大網白里市監査基準（令和2年大網白里市監査委員告示第2号）に準拠したものである。 〕

— 目 次 —

令和7年度財政援助団体等監査報告

第1 監査の概要

1	監査の種類	1
2	監査の対象及び説明聴取期日	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1~2
5	監査の実施内容	2
6	監査の結果	2

第2 個別の監査結果

《補助金交付団体》

1	大網白里市食生活改善会	3
2	大網白里市子ども会育成連絡協議会	3
3	大網白里市産業文化祭実行委員会文化部会	4
4	大網白里市文化協会	4

《指定管理者》

5	大網白里市社会福祉協議会（老人福祉センター）	5~6
---	------------------------	-----

令和7年度財政援助団体等監査報告

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象及び説明聴取期日

補助金交付団体	所管課	説明聴取日
大網白里市食生活改善会	健康増進課	10月24日
大網白里市子ども会育成連絡協議会	教育委員会	
大網白里市産業文化祭実行委員会文化部会	生涯学習課	
大網白里市文化協会		

指定管理者	所管課	説明聴取日
大網白里市社会福祉協議会（老人福祉センター）	高齢者支援課	10月24日

3 監査の範囲

令和6年度に交付した補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務の執行等

4 監査の着眼点

財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、また、所管課の団体に対する指導監督が適正に行われているかなどを主眼とし、下記項目について検証した。

《補助金交付団体》

- ・事業が計画に従って実施され、十分な成果が上げられているか。
- ・補助金が、交付要件に従って支出されているか。
- ・補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

所管課

- ・補助金交付要綱等により、補助対象事業の内容が明確にされているか。
- ・補助金の交付目的や交付要件は適切か、また公益上の必要性は十分か。
- ・補助額の積算根拠は適正か。
- ・補助金の支出に対して、審査の方法は適正か。
- ・補助金の成果の確認は、実績報告書等によりなされているか。

《指定管理者》

- ・施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- ・事業報告書等は適正に作成され、期限内に提出されているか。

所管課

- ・指定管理者の指定、協定等の締結は適正に行われているか。
- ・事業報告書及び成果の確認を適正に行い、指定管理者への指導を適切に行ってているか。
- ・管理に関する経費の算定、支出方法、手続き等は適正になされているか。

5 監査の実施内容

令和7年10月1日から令和7年10月24日まで（補助金交付団体）

令和7年10月1日から令和7年10月24日まで（指定管理者）

所管課及び財政援助団体等から提出された監査資料及び関係帳簿等を調査し、説明の聴取を行った。（指定管理者は実地監査）

6 監査の結果

財政援助団体等の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行及び市の当該団体に対する財政援助等に係る事務の執行については、おむね適正であると認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられた。

なお、個別の監査結果については別記のとおりである。

【参考】監査の結果の処理区分及び基準

区分	基準
指摘事項	<ul style="list-style-type: none">・法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合・経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合・経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合
指導事項	<ul style="list-style-type: none">・事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合・事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

<意見>

- ・事務処理等について適性を欠くと認められないものの、経済性、効率性及び有効性の観点から、改善することにより適正な事務の執行が図られると認められるものに対する監査委員の見解

第2 個別の監査結果

《補助金交付団体》

1 大網白里市食生活改善会

(1) 目的

市の健康状況と対策を研修会を通して会員が理解し、各種の健康事業（母子、成人、高齢者等）の中で、多くの市民へ普及啓発活動を行い、市民の健康増進を進める。

(2) 事業の概要（令和6年度）

補助金の名称 / 主な事業実績内容	事業費	補助金額
大網白里市食生活改善事業補助金		
①母子、成人、高齢者等を対象とした健康事業の実施		
②血糖・血圧改善教室の開催	526,725円	430,000円
③健康レシピの普及		
④自己研修会		

(3) 監査の結果

出納その他の事務の執行等については、おおむね適正であると認められた。

2 大網白里市子ども会育成連絡協議会

(1) 目的

子どもたちの仲間づくりや地域活動を通じて、よき生活環境をつくり、社会道徳意識の醸成と自主的態度の鍛成によって、児童の健全育成を図る。

(2) 事業の概要（令和6年度）

補助金の名称 / 主な事業実績内容	事業費	補助金額
大網白里市子ども会育成連絡協議会事業補助金		
①講習会、イベント等の開催		
②ジュニアリーダーの育成	545,379円	200,000円
③未設置地区への啓発		
④単位子ども会との連絡調整		

(3) 監査の結果

出納その他の事務の執行等については、おおむね適正であると認められた。

3 大網白里市産業文化祭実行委員会文化部会

(1) 目的

大網白里市で活動している学習団体等が集まり、日頃の成果等をイベント形式で展示・発表し、個性豊かな市民文化を創造する契機にするとともにイベントを通じて学習意欲の向上や学習活動への参加を促進する。

(2) 事業の概要（令和6年度）

補助金の名称 / 主な事業実績内容	事業費	補助金額
大網白里市産業文化祭文化部会事業費補助金		
①生涯学習活動における作品の展示発表 ②市内で活動している踊りや芸能団体等のステージ 発表	86,484円	86,483円

(3) 監査の結果

出納その他の事務の執行等については、おおむね適正であると認められた。

4 大網白里市文化協会

(1) 目的

「明るく豊かな住みよい田園文化都市づくり」を目指し、市内文化団体や関係機関と連携しつつ本市文化の振興と文化活動の中核としての役割を担うため、各種の文化事業の活動を行う。

(2) 事業の概要（令和6年度）

補助金の名称 / 主な事業実績内容	事業費	補助金額
大網白里市文化協会事業費補助金		
①文化事業の推進 ②広報「文化協会だより」の発行 ③十枝の森の保存	708,215円	384,000円

(3) 監査の結果

出納その他の事務の執行等については、おおむね適正であると認められた。

《指定管理者》

5 大網白里市社会福祉協議会（老人福祉センター）

（1）公の施設の概要

名 称	大網白里市老人福祉センター
場 所	大網白里市四天木乙2894番地57
面 積	建物 1階 752.09m ² 2階 484.98m ² 敷地 1,847.52m ²

（2）目的

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項に定める老人福祉施設。市内の高齢者に関する各種相談に応ずるとともに、健康づくりやレクリエーション等の場を提供するほか、老人クラブの運営についての援助を行うことにより高齢者が明るい生活を送れるように支援することを目的として設置している。

（3）事業の概要

- ・老人福祉センターの運営に関する業務
- ・老人福祉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・老人福祉センターにおける高齢者に関する各種相談、健康増進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する業務
- ・老人クラブの支援に関する業務

（4）指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（5）指定管理料

令和6年度 10,488,000円（決算額）

（6）監査の結果

所管課

【指導事項】大網白里市社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という。）

老人福祉センターの運営について

指定管理者より提出された令和6年度の収支予算書、収支決算書によれば、令和6年度における決算は△150,891円の赤字であった。赤字の主な

原因是、利用料収入の予算額828,000円に対して、決算額が361,680円であったことによるものと推察された。

指定管理者の応募申請時の説明では、収支予算書の利用料収入1,037千円（令和5年度～令和10年度）は達成できる見込みであるとのことであった。今回、聞き取りを行った結果、当時の収入、支出の積算見込みの根拠に不明なところが多く、指定管理が開始された令和5年度からの利用料収入の実績は、当初に計画していた額の4割から5割の利用料に留まっていた。

指定管理期間は、令和7年度も含めて残り4年間あるため、収入支出の見込みと実際の利用状況等の異なる点を調査、分析し、今後の収入支出見込みをどのようにすべきか、担当課である高齢者支援課と協議し、老人福祉センターの運営のあり方を検討していただきたい。

【指導事項】 高齢者支援課

老人福祉センターの管理者の募集並びに管理、運営について

高齢者支援課においては、プロポーザル方式で管理者の応募を行った以上、応募に応じた法人が提示した収支計画書や収支予算書（令和5年度～令和10年度）等が、十分管理を行うのに対応できるかを調査し、内容の精査をすべきであったと思われる。

高齢者支援課に対して、社会福祉協議会と同様に、指定管理者申請時の事業計画、収支予算の積算をどのように確認していたのか聞き取りをしたが、積算根拠の裏付けが取れていなかった。高齢者支援課及び社会福祉協議会の双方が、施設運営に対応できるかどうかの検証が不十分であったといえる。

また、基本協定に基づき年度協定を定めており、業務仕様書の6業務内容（2）③設備等の修繕において、1件30万円未満の修理は指定管理者の負担により速やかに修繕するとしているものの、社会福祉協議会から令和6年12月9日付け大社協第483号で修繕費に関し、すでに執行済みを理由に、文書でエアコン室外機の修理依頼があったため修理代77,000円を令和6年度の指定管理料の増額変更として行い、市から支出している事例も見受けられた。

今後は、基本協定、年度協定等の取り扱いも含め、老人福祉センターの適正な管理、運営に努められたい。